

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

令和4年7月

上天草市高齢者ふれあい課

1 これまでの制度改正の経緯

平成18年度介護報酬改定により、介護保険の福祉用具貸与については、要支援1、要支援2、要介護1（以下、「軽度者」という）では使用が想定しにくい種目（別表1参照）について、保険給付の対象から除外されました。

しかし、医師の意見（医学的な所見）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要な旨が判断されている場合にあっては、市町村が書面等の確実な確認にもとづき、その要否を判断することができるとされています。

また、平成24年度の制度改正により、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）については、要介護2及び要介護3の方についても原則として保険給付の対象外となり、例外給付を行う場合には所定の手続きが必要となりました。

2 算定可否の判断方法 ※フロー図（P6）参照

まず、対象被保険者の「直近の認定調査の結果」が、別表1「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」に該当するか確認してください。

① 別表1「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」に該当する場合

➔ 保険給付の対象となります。市への手続きは不要です。フロー図 ①

② 別表1において、※1または※2に該当する場合

この場合、該当する基本調査の結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が必要性を判断します。（※）

給付管理の観点から、市へ届出を行ってください。

利用者の自立を阻害したり安全性が確保できない等、不相当と判断された場合には、貸与が認められないことがあります。

➔ 届出書（様式1）に必要書類を添付のうえ、市に提出してください。フロー図 ②

（※）判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行います。

③ 上記に該当しないが、別表2の状態像 i ~ iii のいずれかに該当する場合

次の要件を満たし、これらについて市に書面等で確認を受け、適当と判断された場合には、例外給付の対象となります。

＜要件＞表2の i ~ iii までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合。

➔ 確認申請書（様式2）に必要書類を添付のうえ、市に提出してください。フロー図 ③

③の手続きの流れは以下のとおりです。

Step1 医師の所見に基づく利用者の状態像の確認

主治医意見書による確認のほか、医師の診断書または担当ケアマネジャー等が聴取した医師の所見により確認する方法でも差し支えありません。いずれかの方法によって、利用者の状態像が別表2のi～iiiのいずれかに該当する状態であることを確認してください（医師の診断書による場合は、自己負担金が生じる点に注意）。

主治医意見書または医師の診断書によらず、電話、面接等その他の方法で医師に医学的な所見を求める場合は、医師に確認した日、確認方法、病院名、医師名、内容を記録します。

Step2 サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議にて必要性の検討を行い、内容を会議録に記載します。

Step3 市へ確認申請書の提出

市で内容を確認し、適否を通知します。

原則、確認後に貸与を開始してください。また、貸与中は利用者の状態に合わせて定期的に判断の見直しを行ってください。

3 申請書の提出時期について

原則、利用開始前までに書類を提出してください。

ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合は、市へご相談ください。

4 例外給付の適用開始日の取扱い

<開始日> 届出書（様式1）…サービス担当者会議後

確認申請書（様式2）…市が確認申請書を承認した日（確認日）

※更新申請による継続利用の場合は、現在の認定有効期間終了日の翌日

<終了日> 要介護認定または要支援認定の有効期間満了日

5 暫定での取扱い

新規申請中または区分変更申請中で認定結果が出ていない場合については、明らかに要介護2以上（自動排泄処理装置については要介護4以上）の認定結果が想定される場合を除いては、原則として福祉用具貸与を決定した段階で市へ手続きを行ってください。

6 再申請が必要な場合

- ・ 要介護・要支援認定が更新されたとき（引き続き例外給付で貸与を継続するとき）
- ・ 要介護・要支援認定が区分変更されたとき
- ・ 支援事業所が変更になったとき
- ・ 貸与種目の追加・変更をするとき
- ・ 貸与を中止（中断）していた種目の貸与を再開するとき

7 医学的所見について

【注意】

医師は医学的見地から被保険者の状態像を確認し、日常生活を送るうえでの助言を行うことができますが、具体的な福祉用具の導入に関して決定する役割を担う立場ではありません。

特に診断書やサービス担当者会議、照会等を通じて医師から情報を得る場合、「特殊寝台が必要」等といった記載や回答を求めるような依頼は医師の職務範囲を超えているだけでなく、明確な状態像を示す根拠とはなりません。

福祉用具貸与において医師から得る情報は、あくまでも告示に示される i～iii のどの状態像に該当するかを判断するための根拠となる医学的所見であり、導入を検討している福祉用具に関し、医師の立場から導入に同意する趣旨の情報を求めているものではありませんので、十分に留意のうえ取扱いをお願いします。

<医師の所見記載例>

「__年__月__日、主治医のA病院〇〇医師に電話照会を行う。□□（疾患名等）で〇〇（状態像）である旨の意見をいただく。」

8 その他

- ・車いすについては、自走・介助・電動 の区分について、選んだ理由を明確にケアプラン等に記載してください。
- ・特殊寝台について、手すりを通常のベッドの横に置くことによって起き上がれる場合は、手すりのレンタルで対応してください。
- ・移動用リフトのうち、「昇降座椅子」については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。
<理由>「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は、「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、畳からポータブルトイレ等への「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるため。
- ・例外給付の手続きに使用した文書等は、サービス記録等と併せて保存しておくこと。
- ・貸与期間中に利用者の状態の改善（悪化）も想定されるため、定期的に判断の見直しを行い、その結果を記録してください。
- ・保険者によって行われる運営指導等により、適切に給付が行われていないことが判明した場合は、保険給付の返還を求めることがあります。

別表 1 (平成 24 年厚生労働省第 95 号告示第 25 号のイで定める状態像の者)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	①日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(該当する基本調査結果なし) ※1
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	①日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	①意志の伝達、介助者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障が ある者	基本調査 3-1 「1. 意志を他者に伝達できる」以外 または 基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2. できない」 または 基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状が ある旨が記載されている場合も含む
	②移動において全介助を必要と しない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	①日常的に立ち上がり困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	②移乗が一部介助又は全介助を 必要とするもの	基本調査 2-1 「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が 必要と認められるもの	(該当する基本調査結果なし) ※2
カ 自動排泄処理 装置 (尿のみを自動的に 吸引するものを除く)	次のいずれにも該当する者	
	①排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

別表2 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像

	該当項目	例
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイ（別表1）に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイ（別表1）に該当するに至ることが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化等
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイ（別表1）に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等

軽度者に対する福祉用具貸与 フロー図

給付要件あり						給付要件なし			
車いす・車いす付属品	特殊寝台・特殊寝台付属品	床ずれ防止用具・体位変換器	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト	自動排泄処理装置	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ

自動排泄処理装置については要介護2・3も含む

